

令和8年度 木材加工用機械作業主任者技能講習のご案内

(登録労働局名:新潟労働局 登録番号:第23号 有効期間の満了日 令和11年3月30日)

令和8年5月13日

新潟労働局登録教習機関

林業・木材製造業労働災害防止協会

新潟県支部

TEL 025-245-0733

労働安全衛生法第14条では、木材加工用機械を5台以上有する事業場(但し当該機械のうち自動送材車付き帯のご盤が含まれている場合は3台以上)は、技能講習の修了者から作業主任者を選任し、労働者を指揮するとともに他法令で定める事項を行わせなければならないと規定されています。

下記により、当支部では木材加工用機械作業主任者技能講習を開催しますので、作業主任者を選任もしくは補充する事業所におかれてはこの機会に受講されるようご案内します。

記

1 講習の期日・会場および定員

期 日	会 場	所 在 地	定員
令和8年8月27日(木) ～28日(金)	新潟木材会館 3階 大会議室	新潟市中央区竜が島1-7-13	40名

2 受講料

受 講 料	備 考
16,720円(内消費税1,520円)	テキスト代含む

3 講習科目及び時間

	時間割	時間	講習科目
1日目	8:10～8:30	20分	受付ほか
	8:30～17:30 昼食休憩含む	6時間	木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
		2時間	木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識
2日目	8:10～16:10 昼食休憩含む	5時間	木材加工用機械作業の方法に関する知識
		2時間	関係法令
	16:20～17:20	1時間	修了試験

※修了試験の合格者に修了証を交付します。

4 受講資格 木材加工用機械の作業に3年以上従事した経験を有する者。

5 申込締切 令和8年7月17日(金) (定員に達した場合は受付を締切ります。)

6 申込方法及び申込先

※ 申込み前に受講可能か(定員に達していないか)必ず確認してください。

受講を希望する方は、以下のものを準備してください。

① 申込書 太枠内に必要事項を明記

② 写真 2 枚(申込書用・修了証用)

ﾀｲﾌﾟ 2.5 cm×ｺﾞﾙｺﾞ 2.0 cm 上三分身(胸から上の写真)、正面、脱帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したもの。裏面に氏名を記入のこと。

③ 業務経歴証明書 (申込書の下段部分)

前歴については現在の所属長が証明する事が可能であれば証明しても結構です。

そうでない場合は、前歴の所属長の証明を必要とします。

④ 受講料を振込んだ受領書等の写し

⑤ 受講票送付用の定形封筒

110 円切手を貼付した長 3 定型封筒に送付先を記入した封筒を準備してください。

※ 1 複数人一括送付希望の場合は長 3 定型封筒に 110 円切手(8 名まで)を貼付し送付先を明記した封筒を準備してください。

※ 2 受講票は講習日の約 3 週間前に郵送します。

⑥ 修了証等送付用定形封筒

受講者本人あてに送付しますので、封筒の表書きは各受講者の送付先を明記して下さい。

事業所で複数人受講する場合も受講者ごとに 940 円分の切手を貼付 (110 円+書留 480 円+配達証明 350 円) した封筒を準備ください。

⑦ 申込み先

申込み先	〒950-0072 新潟市中央区竜が島 1 丁目 7 -13 林業・木材製造業労働災害防止協会新潟県支部 TEL 025-245-0733 FAX 025-243-5475 ※略称 林災防新潟県支部 と記載しても可
------	---

⑧ 振込み先

振込み先	だいしほくえつぎんこう にいがたえきまえてん 第四北越銀行 新潟駅前支店 (普) 2010248 りんぎょう もくざいせいぞうぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいにいがたけんしふ 林業・木材製造業労働災害防止協会新潟県支部 適格請求書発行事業者名：林業・木材製造業労働災害防止協会 適格請求書発行事業者登録番号：T2010405001854
------	--

お申込みいただいた個人情報には安全講習の目的以外には利用いたしません。

※ 受講者が少ない場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。